

令和 8 年 6 月 5 日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 5 日（金）
15 時 55 分 ～ 14 時 40 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室（2 階）
- 3 議 事 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件
議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 3 件
議案第 10 号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
2) 全国農業新聞の普及状況
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 20 名

1 番 田 悟 敏 子	11 番 渋谷 達 也
2 番 吉 江 秀 一	12 番 西 村 一 成
3 番 石 丸 正 明	13 番 中 田 栄 信
4 番 宮 西 勝 昇	14 番 山 本 克 博
5 番 加 賀 谷 良 雄	15 番 大 浦 正
6 番 木 村 鉄 雄	16 番 福 原 智 子
7 番 唐 島 隆 夫	17 番 水 上 龍 二
8 番 加 藤 裕	18 番 山 口 誠 一
9 番 山 崎 外 喜 雄	19 番 日 光 和 雄
10 番 和 田 由 美 子	20 番 作 田 昭 一

欠席委員 なし

令和 8 年 6 月 5 日 農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	どうも皆さんご苦労様でございます。定刻前ですが、委員20名全員出席されておりますので、ただいまから小矢部市農業委員会 6 月総会を開催いたしたいと思います。 天候の方も本当に天気が続き、この前の台風も酷いことはなかったというふうに思っております。現在、田んぼの方も中干の時期に入ってきていると思っておりますし、初期の生育については順調すぎるほど順調ではないかなと思っております。 そういった中で我々の任期もあと 1 ヶ月余りということで、あと 2 回の総会ですが、滞りなく進めていきたいと考えております。 それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。14 番の山本委員さんと 15 番の大浦委員さんをお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ・ 議案第 8 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 1 件 ・ 議案第 9 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 3 件 ・ 議案第 10 号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、3 件の付議議案となっております。 それでは、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。 受付番号 5 番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は○筆で、合計面積は○㎡となっております。譲渡人が○さん、譲受人が○さんです。位置図については、1 ページから 3 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしていると思われます。以上です。
会長	それでは、この件につきまして、○地区担当の○委員さんより、受付番号 5 番について調査報告をお願いします。

○委員	それでは報告申し上げます。 第3条申請番号5、所有権移転、売買についてご報告いたします。譲渡人、○市○、○様歳、譲受人、○市○、○様○歳。 今回の現状は水稻の田植えが終わった状況になっています。今回申請について、先にお話しておいた方がよろしいかと思いますが、今回の○に関しては、令和○年○月、第5条砂利採取での一時転用の申請で、○年○月から、○年の○月までに砂利を採取され、○月で終了して完了されていた場所になります。 それで今回の所有権売買についてですが、昨年○月総会時でも報告申し上げますが、○さんから○さんの所有権の移転売買で、○圃場出ていましたが、○さんが目を悪くされて、農業の従事不安があるということで相談され、昨年にその売買のお話が出て報告申し上げ、認可していただいた件になります。この圃場はその時にもちらっとお話が出ていたのですが、一時転用の砂利採取中ということでできなくて、今回の申請になったという形でご報告申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	質問等ございませんでしょうか。 質問が無いようですので、議案第8号、受付番号5番について、異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「異議なし」として、議案第8号については「承認」といたします。 続きまして、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号5番は、譲渡人が○さん、譲受人が○さんです。対象の農地は○筆で合計面積が○㎡となっており、宅地分譲地のために転用を行おうとするものです。位置図については、3ページから7ページをご覧ください。

	ださい。 この申請は、用途地域内に位置し、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	この件につきましては、○地区担当の○委員さんより、受付番号5番について調査報告をお願いします。
○委員	報告いたします。 ○さんは土地開発をしておられる業者の方であります。 ○さんにお聞きしてきたのですが、○さんは、今農業はもうほとんどやっておられません。農地を確認しましたら、農地は耕してありました。○さんにお聞きすると、近所の人で勝手に○さんの農地を利用している人がいるという話でした。草が生えていたら都合が悪いものという理由で、草を生やす代わりに稲苗を植えて、収益はその方のものになっていた。だから早く売りたいという状況だったそうです。 それで○さんに相談し、宅地造成し、2区画を売買する計画を立てておられて、問い合わせはあるそうです。現実的に問題はないか確認したところ問題は何も無く、勝手に使われることが問題で、早く売りたいということであります。 土地に関しては位置図にありますように、周りにはもう住宅が建っており、その場所だけが田んぼとして残っているだけなので、問題はありません。綾子周辺はこういう目的で開発したところでもありましたし、早急に許可をお願いしたいなと思っております。以上であります。
会長	ありがとうございました。ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
○委員	耕作されている方に通知はされているのでしょうか。
○委員	特に確認してはいません。
○委員	どれくらいの期間でしょうか。
○委員	長くて2年でそれほど長いわけではない。耕作者も無断でやっているということは了解の上でやっているそうです。

○委員	利用権の設定をしてあるのか。
事務局	していません。
○委員	それなら問題はない。
会長	他にございませんでしょうか。 受付番号5番について、質問等が無いようですので、続きまして、受付番号6番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号6番は、譲渡人が○で、譲受人が○です。対象の農地は○筆で合計面積が○㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、8ページから11ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	受付番号6番について、○地区担当の○委員さんより、調査報告をお願いします。
○委員	報告申し上げます。申請番号6番、譲受人、○市○、○。こちらの会社は○さんの関連の会社でございます。譲渡人○、○、○、○様。 今回は○さんの方から砂利採取をさせていただきたいというお話があって、地権者の○名の方が同意、及び隣接地権者、地元の耕作者、農事組合法人と沢宮農組合、各土改委員、自治会の皆様に説明会をされ、同意されております。 現在まで○さんの方で、○地区での砂利採取の一時転用の実績があり、問題ないかと思われるところで、今回の申請になっております。ご承認の程よろしく申し上げます。以上です。
会長	ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	昨年の総会のときに、砂利採取を復元するときに、圃場を地権者の同意があれば、大型の圃場に変えることは可能だという話をしていたと

	と思いますが、申請の段階のときに、そういったような話を業者さんに行っているということはありませんか。
事務局	事務局の方からは特にしていませんでした。 小矢部で主に書類を持ってくるのは、いろんな業者さんいますけれども、主に3つのグループ関連会社になりますので、案内をいたします。
○委員	委員長からそういうお話が以前ありまして、○地区で結構あぜ倒しをして復元されているものがあります。
会長	制度を使って土地改良をやるよりは、砂利採取の現状復帰の際にできるといいです。 今回耕作者が○で、両方とも構成員としてやっておられるなら、同意も得られやすいのかなと思ったりします。
○委員	申請があったときに案内するイメージがあります。座談会とかの際に農地の所有者がそのことを知っているか聞いたところ、知らなかったという方もおられましたので、是非お願いします。
会長	一言声かけていただけるような方向でいくと、やっぱり圃場も大型規格、大型規格と今結構言っておられるから、その方が耕作者としてもやっぱり仕事がしやすいと思いますけど、いろいろ条件ありますから、それは一概には言えませんが、どうでしょうか。
○委員	だと思います。業者さんへ伝えるということが必要で、業者さんから耕作者の側の方に情報提供するというのは、お任せするしかないのではないのでしょうか。
事務局	事務局の方で資料を作りまして、3つの会社に案内すれば、ほぼ小矢部はカバーできるというふうに考えておりますので、後日そのような対応をさせていただきたいと思います。
会長	他にございますか。 受付番号6番について、質問等が無いようですので、受付番号7番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	受付番号7番は、譲渡人が○で、譲受人が○です。対象の農地は○筆で合計面積が○㎡となっており、○のため転用を行おうとするものです。位置図については、12ページから14ページをご覧ください。 この申請は、用途地域内に位置し、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	ただいまの件について、○地区担当の○委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いします。
○委員	それではご報告申し上げます。譲渡人は○さん○㎡、並びに○さん1○㎡であります。譲受人は○ということでございます。ちなみにこの○というのは○さんの会社で、代表者は○さんであります。 場所につきましては○のところであります。 これは12ページの地図を見ていただきますと、申請地の横に○がございまして、その○さんは、その土地を取得して○さんの方にお貸しするということであります。 ○さんの方では、先ほど事務局よりありましたように、○といいますか、○を置くスペースを拡張されるということであります。 雨水の方は用水路がありますけど、自然勾配で処理するということでもありますし、近隣の土地の耕作者の方、地区自治会長、生産組合長並びに○の方からの同意書をいただいておりますし、3種農地ということで、問題ないかというふうに考えております。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	ご質問等無いようですので、議案第9号、受付番号5番、6番、並びに7番の3件について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「異議なし」として、議案第9号については「承認」といたします。 続きまして、議案第10号「農用地利用集積等促進計画の制定につい

	て」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の３ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、４ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が○件で、合計面積が○㎡であり、新規が○㎡、再設定が○㎡となっております。 また「6年以上10年未満」の利用権設定が○件で、合計面積が○㎡であり、すべて新規となっております。また「3年以上6年未満」の利用権設定が○件で、すべて新規となっております。 申請の内容は５ページから11ページに記載のとおりです。 今回の申請として宮島地区の、合同会社やまと屋という高岡の認定農業者の方がスダチを植えるということで、今回新規で利用権設定をしています。 これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
○委員	今説明があった○さんは何か農業法人か何かですか。○の方からわざわざ。
事務局	合同会社です。○で認定農業者をされておまして、○の方でネギとかカボチャとかを作っています。
事務局	若干経緯について補足説明させていただきます。 ○さんは、自然農法にすごくこだわりのある農家さんでございまして、○の方の平場でいろんな野菜を作っておったんですけども、○を山間部で栽培したいということで、当初、○の方で○を植えようとしておったところ、あまりにも山奥であり、行くのが大変だったということで、小矢部市内で、主に○地区で耕作することができないかなという相談を、事務局の方がまだ雪のある２月に受けまして、その後、○委員さんや地元の方にご協力をいただいて、耕作放棄地ではなかったのですが、ほぼ耕作放棄地のような、○集落の奥の田をご紹介するに至ったということであります。 なので、新規就農とかそういうものでは全然ないんですけども、○から○の方に来て、○を植えられるということでありました。先日、現地

	を見てきましたら、元々は田なので、水はけをよくするための溝を掘ったりしているのが見受けられたところであります。 いつもと違った内容でしたので補足をさせていただきました。 以上です。
会長	これで利用権設定になると、野帳的には〇市にその部分の耕作面積がいくようになりますね。例えば小矢部市内でも、砺波の業者が利用権設定をしていたら、砺波の耕作面積が増えて、小矢部の場合は減るようになっていくのですね。
事務局	野帳的にはそうなります。
会長	つまり、野帳の面積が小矢部から無くなるということは、小矢部の耕作面積が減るという考え方でいいのですね。
事務局	もちろん農地台帳には載っていますが、野帳からするとそうなります。
会長	小矢部の認定農業者が〇市の農地を利用権設定した場合は、今度は小矢部へくる。それこそ、砺波市とか行ったり来たり、南砺市とかね。
〇委員	7 ページと 8 ページの田の面積はあんな山の中にもかかわらず全部 1000 m²以上なのだが、現地は区画整理してあるところなのか。
会長	〇委員さん。この辺の土改はどうなっているかわかりますか。
〇委員	これは団体営でやった区画整理じゃなくて、パイロット事業としてやっている。団体営の区画整理が終わると同時に、パイロット事業を入れて、開墾というか整地したという場所になります。
会長	通常の土改じゃなくて、パイロット事業を使われて、いわゆるあぜ倒しなりなどをして圃場をまとめたということですか。
〇委員	そうです。それで広げました。
会長	他に質問ございませんか。

	無いようですので、議案第10号について異議のない委員の挙手を求めます。
全委員	(挙手)
会長	挙手が過半数を超えておりますので、「異議なし」として、「承認」といたします。 これで付議議案は全て終了いたしました。 今回、協議事項はございません。 次に報告事項について事務局より説明をお願いします。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 12～13 2) 全国農業新聞の普及状況 14～17 3) 業務報告・予定 18 4) その他(セミナー、懇親会、腕章・徽章の返却) 19～22
会長	他にございますか。 無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしましたので、これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理さんお願いいたします。
職務代理	皆様、本日の総会お疲れ様でした。 最近は気温も上がってきたので、また熱中症とかに気をつけて、水分を取りながら作業をしてください。あとは非農地通知の方で、まだ行っていない方は、交通事故とかにも気をつけながらその作業もしてください。 本日の総会、これにて終わります。
会長	どうもありがとうございました。
	－ 6月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和8年6月5日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 14 番 山 本 克 博

15 番 大 浦 正